

## 第2回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年7月25日(月)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後4時05分

第2回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 会長提出議案上程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第5号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第7号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

第 5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消願について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 協議事項

第 8 農政問題に対する質疑・応答

第 9 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	鈴 木 好 雄 君
1 番	杉 田 孝 行 君		2 番	岸 田 一 男 君
3 番	池 田 庄 司 君		4 番	岡 田 武 君
5 番	川 鍋 優 君		6 番	柴 崎 行 雄 君
7 番	高 橋 眞 一 君		8 番	大 澤 一 樹 君
9 番	渡 邊 敏 男 君		10 番	小 沼 健 司 君
11 番	高 橋 七 海 君		12 番	坂 卷 昭 一 郎 君
13 番	宮 城 与 四 郎 君		14 番	野 口 和 幸 君
15 番	籠 宮 信 寿 君		16 番	坂 卷 泰 子 君
17 番	早 野 公 夫 君			

欠席委員 な し

事務局

事務局長	渋 谷 修	副主幹	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	兼係長	横 山 玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） それでは、定刻となりましたので、第2回農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

初めに、長谷川会長よりご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） 日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。3番、池田委員さん、4番、岡田委員さん、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、経過報告ですが、今月は新たな経過報告はございません。

農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第1号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 説明に入る前になのですがけれども、農地法第3条の許可について簡単に説明をさせていただきます。

第3条は、農地から農地、農地の転用という形でなくて、農地へから農地へ所有権の移転に対して許可をするというものになりまして、主な要件としては譲受人の所有地が全部適切に耕作をされているか、またこれから譲り受ける農地も含めて50アール以上耕作をしているかなど、総合的な判断をして許可するものでございます。賃貸借とか、そういうのもあるのですがけれども、現在は賃貸借とかについては別の法律、農業基盤経営強化促進法に基づく利用権の設定で、この後にまた議案としては第5号の議案のほうでやるのですがけれども、こちらのほうで賃貸借のほうを主にやっているような形になります。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の4ページ、御覧ください。

申請書番号221302、譲受人、譲渡人ともに上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の田1筆、509平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を210アール耕作しており、取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号221303、次のページ、224302が、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。譲受人は南4丁目在住の方、譲渡人は吉羽1丁目在住の方ほか2名及び桜田1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜及び上川崎地内の畑2筆、田2筆、合計2,669平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を138アール耕作しており、取得後につきましては、水稲及び野菜の作付を予定しているということでございます。

以上、3件、いずれの申請者も所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

杉田委員さん。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。去る21日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号221302番、申請地は資料1番、久喜市養護老人ホーム偕楽荘から北西に約800メートルの田園地帯の中に位置しております。農地の状況は、田で水稻が作付されておりました。申請者世帯の耕作状況や農器具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作されるものと思われま

す。続きまして、申請書番号221303、申請地は資料2番、JA南彩太田支店から南西に約500メートルほどの畑作地帯の中に位置しております。農地の状況は、畑で野菜が栽培されておりました。申請者世帯の耕作状況や農器具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま

す。以上2案件については、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。申請番号224302、申請地は、東鷲宮地域の弦代公園というのがあるのですが、そちらから南へ300メートルほど歩きました集落内に位置しております。農地の状況は、周囲は陸田、田でございます、畑と田に囲まれたところでございます。状況としましては、畑で休耕中、耕うん済みでございました。申請者の世帯の耕作状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま

す。以上の案件につきましては、申請の書類あるいは現地の状況から許可相当と判断をいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 失礼しました。ありがとうございます。

ただいま杉田委員さん、坂巻委員さんからの調査報告について、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第2号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） では、説明に入る前に、農地法の第4条につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

農地法の第4条については、農地を農地以外のものにする、いわゆる転用、その制限に関するものでございまして、この後の農地法第5条でも同じように農地を農地以外のものにするものなのですが、5条との違いについて、4条というのは所有権の移転を伴わないで、自分が、ご自身が農地を農地以外のものにする。5条については、別の人が、譲受人、譲渡人がいて、別の人がその転用行為をするというものになっております。平成29年から県から久喜市権限移譲を受けておりまして、こちらの農業委員会の総会について、その4条と5条の許可、不許可を判断することとなっております。許可の要件としては、農用地区域内農地、第1種、第2種農地などの立地条件や他法令の許可の見込み、資金計画の妥当性、周辺農地への営農に支障があるかどうかなどの一般基準を満たす必要があります。よろしく申し上げます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページになります。

申請書番号221401、申請者は青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の田1筆、畑1筆、合計123平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から倉庫の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域の指定の決定された日より前、いわゆる線引き前から非農地の状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号222404、申請者は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、263平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納谷等の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書8ページになります。申請書番号224405、申請者は上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑2筆、合計215平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納谷等の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（杉田孝行君） 1番の杉田でございます。7月21日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号221401番です。申請地は資料4です。市立青毛小学校の体育館より約30メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が学校、東側が畑、南側が市道、西側が住宅となっております。被害防除につきましては、周囲に被害を及ぼすことはないと思われまます。

以上1案件については申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。7月21日、高橋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222404番、申請地は小林小学校から北東に1キロほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が市道を挟んで畑、南側が陸田、西側が畑となっております。この案件については、追認案件であり、新たな工事等を行わないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

○会長（長谷川 勲君） 坂巻委員さん。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。7月23日土曜日、会長代理さんと調査をいたしました。

申請番号224405、この申請地はUR、住宅・都市整備公団近くの位置にありまして、100メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が宅地及び駐車場、東側が田、南側が市道、西側が宅地というふうになっております。被害防除、排水等に特に問題はなく、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

この案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断をいたします。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの調査報告について、質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第3号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 先ほど説明させていただきましたけれども、こちらの農地法の第5条につきましては、第4条と同様に農地の転用のためのものとして、権利の移動を伴うものでございます。また、例えば親が持っている農地に分家住宅を建てるなど、そのようなものについてもこの第5条のものになります。

それでは、農地法の第5条の規定についてなのですが、補足すると、先ほどもちょっと含めてなので、申請面積が3,000平米以上のものというのがあるのですが、3,000平米を超えた案件については、農業委員会での審議後に埼玉県農業会議というところがありまして、農業会議の常設審議委員会という委員会があって、そちらに諮らせていただいて意見を確認してから、またその許可をするという形になっております。今回2案件、この中で3,000平米を超えるものがあるのですが、そちらについてはこの総会での確認後に埼玉県農業会議常設審議委員会のほうに諮るという形を取っております。

それでは、議案の第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

議案書の10ページ、申請書番号221502、譲受人は久喜北2丁目在住の方、譲渡人は久喜中央4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の田1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、

所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の妻の実家にて妻と子と共に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221514、譲受人は鴻巣市在住の方ほか1名、譲渡人は久喜東5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。こちらの案件につきましては、平成元年6月に一度ほかの事業計画にて許可を受けた後、先月令和4年6月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の実家と市内の実家、別々に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうため、妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の11ページ、申請書番号221516、譲受人はさいたま市桜区在住の方、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、合計299平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に久喜市役所があることから、第3種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の勤務地に近い、行きやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221517、譲受人は春日部市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計268平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃地住宅にて生活しておりますが、家財道具が増え現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人が以前居住し、住み慣れている久喜市の当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221518、譲受人、譲渡人ともに青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑2筆、合計320平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります宅地への転用でありまして、こちらについては追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から自宅等の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の12ページ、申請書番号221519、譲受人はさいたま市中央区在住の方、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221521、譲受人は下早見に事務所を置く個人事業主、譲渡人は下早見在住の方となっております。

ります。土地の表示につきましては、下早見地内の畑1筆、142平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場敷地のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在申請地の隣地にて事務所の営業を行っておりますが、従業員やお客様用の駐車スペースが不足しており、やむなく従業員に自転車で通勤してもらうなど困難を来しており、新たな駐車場敷地を探していたところ、当該申請地の地権者の方から同意が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221522、譲受人は江面在住の方、譲渡人は本町2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、合計360平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に久喜市役所があることから第3種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に行きやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の13ページ、申請書番号221524、譲受人は南4丁目在住の方、譲渡人は青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑2筆、合計499平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在両親と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、昨年結婚した妻には2人の子供がおり、現在の賃貸住宅では子供の成長とともに手狭になってしまうため、譲受人の勤務先に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号222507、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町新堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑2筆、合計520平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在譲渡人と弟とともに実家にて同居して生活しておりますが、最近結婚をし、今後家族が増えることも考えると現在の住まいでは手狭になることから、将来のことを考え譲受人の父親が所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、本件申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223515、譲受人は東京都練馬区に本店を置き、昭和42年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑2筆、合計356平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や保育園からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書の14ページ、15ページになります。申請書番号224516、譲受人は本庄市に本社を置き、昭和38年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については八甫1丁目在住の方ほか12名となっております。土地の表示につきましては、八甫及び東大輪地内の畑21筆、合計6,987.61平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきまし



ては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や幹線道路からも近く、交通の利便性のよい当該申請地を選定したとのこととでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に24棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224518、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、平成22年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は八甫2丁目在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の田5筆、畑1筆、合計2,197平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのこととでございます。今回は、7棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書の16ページ、申請書番号224521、譲受人は八甫在住の方、譲渡人は栃木県足利市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑2筆、合計466平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の現在住んでいる場所や妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224522、譲受人は春日部市在住の方、譲渡人は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、303平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、将来家族が増えることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の勤務地にも通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224523、譲受人はさいたま市見沼区在住の方、譲渡人は栄1丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑2筆、合計334平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市外の官舎にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、主要な県道等へも近く譲受人の勤務地にも通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書17ページ、申請書番号224525、譲受人は加須市に本社を置き、平成27年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については上内在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、田2筆、合計1,467.10平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのこととでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に7棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書の17ページ、18ページになります。申請書番号224526、譲受人は本庄市に本社を置き、平成2年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については外野在住の方ほか5名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田19筆、合計2,779.13平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模

が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や小中学校、商業施設からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、9棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書の18ページから19ページ、申請書番号224527、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については鷺宮中央1丁目在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田10筆、畑3筆、合計2,520.29平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や小中学校、商業施設にも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、8棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書19ページ、20ページ、申請書番号224528、譲受人は東3丁目に本社を置き、平成2年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、外野在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田20筆、畑7筆、合計4,049.08平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や小中学校、商業施設にも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、13棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書の21ページ、申請書番号224529、譲受人は上町在住の方、譲渡人は羽生市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、336平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供ともに市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の現在住んでいる場所や妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224530、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、平成22年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は、羽生市在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田2筆、合計376平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や商業施設からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224531、譲受人は申請書番号224530番と同じ法人、譲渡人は横浜市泉区在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、288平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分については、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や商業施設からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書22ページ、申請書番号224532、譲受人は羽生市在住の方、譲渡人は桜田3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑2筆、合計88平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の勤務地にも通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上24件、いずれの申請者も設置基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障の

ない申請内容となっております。農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田でございます。7月21日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告します。

申請書番号221502番、申請地は資料の7番、久喜北小学校から東南に約900メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が市道、東側は畑、南側は畑、西側が住宅となっております。被害防除につきましては、周囲にブロック3段積みを設置し、排水につきましては公共下水道に接続することになっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221514番、申請地は資料8番です。久喜市役所から東南に約300メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側が市道、西側は畑となっております。被害防除につきましては、周囲はブロック2段積みを設置し、排水につきましては公共下水道に接続することになっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221516番、申請地は資料9番、久喜総合文化会館から西に約500メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が水路、南側が住宅、西側が畑となっております。被害防除につきましては、周囲にはブロック、フェンスを設置し、排水については公共下水道に接続することになっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221517番、申請地は資料10番、久喜工業高校から北東に約200メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が住宅、東側が市道、南側が住宅、西側は畑となっております。被害防除につきましては、周囲に3段積みとフェンスを設置し、排水につきましては公共下水道に接続することとなっているため、被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221518番、申請地は資料11番、市立青毛小学校体育館から約30メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が市道、東側が畑、南側が畑、西側は住宅となっております。被害防除につきましては、既存の住宅となっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221519番、申請地は資料12番、JA南彩江面支店から東南に約1,000メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側は市道、西側は市道となっております。被害防除につきましては、周囲はブロック2段積みを設置し、排水につきましては農業集落排水へ接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221521番、申請地は資料13番、久喜市役所から東南に約1,000メートルの集落に位置しております。周囲は、北側が市道、東側は住宅、南側は水路、西側は市道となっております。被害防除につきましては、隣接地との境界付近にブロック2段積みを設置することにいたしますので、隣接地へ被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221522番、申請地は資料14番、久喜市役所から東南に約300メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が畑及び住宅、西側が水路、南側は畑、東側は水路及び市道となっております。被害防除につきましては、ブロック土留めを設置し、排水については合併浄化槽を設置することになるので、被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221524番でございます。申請地は資料15番、市立青毛小学校より西に約20メートルほどの集落に位置しております。周囲は、東側が小学校、南側が畑、西側が住宅、北側が畑となっております。被害防除に

つきましては、コンクリート土留めを設置して、排水については合併浄化槽にて処理するため、被害を及ぼすことはないと思われま

す。

以上9案件については、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲の4番、岡田さん。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。7月22日に高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222507番、申請地は菖蒲総合支所から北東に1キロほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側が市道、西側が宅地となっております。現状は、約半分ぐらい土が盛ってありました。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については公共下水道に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

以上、本案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

続きまして、18番、鈴木委員さん。

○18番（鈴木好雄君） 18番、鈴木です。23日の日に坂巻委員さんと現地を確認してまいりました。その報告をいたします。

申請書番号223515番、申請地は東武鉄道車両基地から東へ500メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況は、北側が市道、東側が農地、南側が市道、西側が宅地となっております。被害防除については、排水は合併浄化槽を設置し、水路に接続、隣接地との境界には新設のコンクリートブロックを設ける計画となっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

本案件につきましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断します。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

続きまして、坂巻委員さん、お願いします。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻です。7月23日に鈴木会長代理と調査をいたしました。

申請番号224516、申請地は鷺宮総合支所から東へ約300メートルほどの集落内に位置しております。北側が林及び畑で、東側が宅地、南側が宅地、西側が林及び畑となっております。被害防除につきましては、集水ますあるいは合併浄化槽等の施設も予定されてお

りまして、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

続きまして、申請番号224518、申請地は鷺宮総合支所から東へ500メートルほどの集落内に位置しております。北側が宅地、東側が市道、南側が市道及び宅地、西側が畑となっております。被害防除につきましては、フェンス、浄化槽等の設置を予定いたして

おりまして、排水及び雨水処理に問題なく、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

続きまして、申請番号224521、申請地は市立鷺宮東中学校から南西へ400メートルほどの集落内に位置しております。周囲の現況は、北側が県道、東側が市道、南側が宅地、西側が私道及び宅地となっております。被害防除につきましては、浄化槽あるいは雨水、集水ます等の新設が予定されてお

りまして、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

続きまして、申請番号224522、申請地は県立久喜工業高校から北へ約500メートルほどの集落内に位置しております。北側が用水を挟んで農道と宅地、東側が水路を挟んで宅地、南側が畑、西側が田となっております。被害防除につ

ましては、合併浄化槽あるいは雨水ます、これらの新設が予定されておまして、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請番号224523、申請地は鷺宮総合支所から東へ500メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が畑、東側が市道及び水路、南側が市道、西側が畑となっております。被害防除につきましては合併浄化槽あるいは雨水ます等の新設が計画をされております。特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請番号224525、申請地は市立の砂原小学校、南へ400メートルから500メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が避難道路を挟み宅地、東側が宅地、南側が公衆道路、市道です。西側が市道となっております。被害防除につきましては、合併浄化槽あるいは雨水ます、これらの新設が計画されておまして、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請番号224526番、申請地は市立砂原小学校から南西へ500メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が市道、東側が農道を挟んで田、南側が田、西側が開発道路及び田というふうになっております。被害防除につきましては、合併処理浄化槽あるいは雨水浸透ます、これらの施設が計画をされておまして、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請番号224527、申請地は市立の砂原小学校から南西へ300メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況は、北側が県道、高架になっている川越栗橋線、東側が市道、南側が市道、西側が東武鉄道の伊勢崎線の軌道敷です。これにつきましても、被害防除については合併浄化槽あるいは雨水浸透処理施設、これらの新設が計画をされておまして、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請番号224528、この申請地は同じく砂原小学校から南へ400メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が宅地、東側が市道及び宅地、南側が市道、西側が農道を挟んで田となっております。被害防除につきましては、こちらにつきましても合併浄化槽あるいは雨水排水ための処理施設、これらの計画をされておまして、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請番号224529、申請地はJRの東鷺宮駅西口から北へ400メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が宅地、東側が市道、南側が畑、西側が畑となっております。被害防除につきましては、合併処理浄化槽あるいは雨水浸透ます等の新設、これらが計画、設置が予定をされております。特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請番号224530、申請地はJR東鷺宮駅西口から北へ400メートルほどの集落内、今の申請地と隣接しております。周囲の状況につきましては、北側が宅地、東側が畑、南側が畑、西側が畑となっております。こちらにつきましても、被害防除については合併浄化槽あるいは浸透雨水ますの施設、これらの計画がされておまして、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上の案件について、申請の書類及び現地の状況から許可相当と判断をいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの調査報告についての質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第4号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の24ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。今月は計画変更が1件提出されております。

申請書番号194538、土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、247平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和2年3月に事業目的を自己用住宅用地とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後状況が変わり、当該申請地に自己用住宅を建てないまま現在に至っているとのことでございます。そのため、申請地の現況は造成まで終了しておりますが、今回自己用住宅建築を予定している方が事業計画の承継者として計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は農地に接しておらず、周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

なお、計画変更後について、承継者の自己用住宅建築のための宅地として利用される予定となっております。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明について、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第5号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第5号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらについては、まず説明させていただきますと、先ほどの農地法とは別の法律で農業経営基盤強化促進法という法律に基づいております。こちらについては農地の貸し借りでございますが、使用貸借や賃貸借があり、それを利用権という形で設定するものでございます。先ほどの農地法の第3条の許可については違って、こちらは賃貸借利用権を設定するということでございまして、譲受人の所有地が全部適切に耕作されているかとか、譲り受ける農地も含めて50アール以上耕作しているかなど、その要件というものがこちらのほうにはございません。

それでは、議案第5号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の26ページ、27ページになります。今月は13件の申出を受けておりまして、うち新規案件が11件でございます。それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書の26ページ、久喜32番、利用権を設定する農地は江面地内の畑1筆、939平米でございまして、借手、貸手とも江面在住の方となっております。設定する利用権は賃借権設定で、普通畑3年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、菖蒲53番、利用権を設定する農地は菖蒲町三箇地内の畑1筆、856平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町三箇在住の方となっております。設定する利用権は賃借権設定で、梨作付10年間、賃借料が反当たり4万円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲55番から菖蒲61番までは借手が同じなので、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町新堀ほか市内の畑19筆、田2筆、合計1万6,719平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町新堀ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、賃借権設定、普通畑10年間、賃借料が反当たり7,490円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋3番、4番、借手が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、栗橋ほか市内の田6筆、合計5,614平米でございまして、借手は桜田4丁目在住の方、貸手は栗橋北2丁目ほか在住の方となっております。設定する利用権は賃借権の設定で、水稻作付1年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて34筆、2万6,401平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんから経営状況の報告をしていただくこととなっておりますが、現在推進委員については新たな委員が決まっていないため、今月は事務局より報告をお願いします。

なお、菖蒲55番から菖蒲61番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

では、事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 久喜の32番の借手につきましては、水稻及び野菜を合計156アール、菖蒲53番の借手の方については、水稻及び野菜を合計238アール、栗橋の3番、4番の借手につきましては、水稻及び野菜を1,024アール耕作しており、良好に耕作管理されております。また、いずれの借手の方も、地域との関係も良好であり、中心となる担い手として営農されております。

説明については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第5号 久喜市菖蒲農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の委員の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎議案第6号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第6号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらの農用地利用配分計画の原案についてでございますが、農地中間管理の推進に関する法律に基づきまして、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地の貸付けに対し、埼玉県知事の認定を受けるに当たって市に対して農用地の利用配分計画の案を作成して、農地中間管理機構に提出するように求めることができとなっております。その際、市が必要であると認めるときは、農業委員会に対して意見を聞くものとなっていることから、農業委員会として計画案に対して意見の有無を求められているものでございます。

それでは、議案第6号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の29ページから31ページまでになります。

まず初めに、議案書29ページ、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間ほか市内の畑12筆、合計8,710平米でございます。借手の方が、東京都中央区に事務所を置く法人で、現在水稻及び野菜を合計591アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借の設定で、普通畑6年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、議案書の29ページ、菖蒲13番、そして議案書の30ページの菖蒲の20番、賃借権の設定を受ける者が同一のため一括して説明させていただきます。設定を受ける農地が、菖蒲町柴山枝郷地内の田3筆、合計3,973平米でございます。借手の方が、菖蒲町柴山枝郷在住の方で、現在水稻及び野菜を960アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が使用貸借権の設定で、水稻作付10年間ほかとなっております。

続きまして、議案書29、30、菖蒲14番、設定等を受ける農地が菖蒲町新堀地内の畑7筆、合計6,076平米でございます。借手の方が、菖蒲町新堀在住の方で、現在水稻及び野菜を合計17アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借設定で、普通畑6年間、賃借料、反当たり8,071円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲の15番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷ほか市内の田6筆、合計1万811平米でございます。借手の方が菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稻及び野菜を合計2,399アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借の設定で、水稻作付8年7か月間、賃借料が反当たり6,300円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲の16番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、2,258平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稻及び野菜を合計102アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する



権利が賃貸借の設定で、水稻作付8年7か月間、賃借料が反当たり8,800円となっております。

続きまして、菖蒲の17番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の田1筆で、2,540平米でございます。借手の方が菖蒲町柴山枝郷在住の方で、現在水稻及び野菜を合計546アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借の設定で、水稻作付8年7か月間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲18番、設定を受ける農地が菖蒲町新堀地内の田2筆、合計1,372平米でございます。借手の方が菖蒲町新堀在住の方で、現在水稻及び野菜を153アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借の設定で、水稻作付8年7か月間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲19番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の畑1筆、1,066平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稻及び野菜を149アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借の設定で、普通畑8年7か月間、賃借料が反当たり3,900円となっております。

続きまして、議案書の31ページ、菖蒲21番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間ほか市内の田2筆、合計7,675平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稻及び野菜を1,169アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設置する権利が賃貸借の設定で、水稻作付8年7か月間、賃借料が反当たり1万300円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲22番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、585平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稻及び野菜を合計24アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借の設定で、水稻作付8年7か月間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けします。

杉田委員さん。

○1番（杉田孝行君） 30ページの菖蒲15番で、反当たり1万300円と7,800円、また菖蒲の17番と21番で7,800円と1万300円の、この差はどういったことですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらについては、恐らく農地中間管理機構と貸す方、個人との交渉というか、恐らくそこら辺のもので金額が変わっているといったところになりますので、一律に幾らというふうに決まっているものではなくて、個人との交渉の結果というものがこのようになっていると思います。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほか質問ありますか。

池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 池田です。29ページの菖蒲の13番なのですが、ここは使用貸借なのですけれども、10年で賃借ゼロで、要は貸手はゼロ円で貸しているということでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） そうですね、これについては恐らく中間管理に貸す方が貸される際に、恐らくただでやってほしいという、そういったことで多分なっているのかなと思います。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほか質問ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第6号 久喜市農用地利用集積配分計画の原案について。賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第7号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第7号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第7号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について説明をさせていただきます。

推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律及び久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則におきまして、農業委員会が委嘱するとなっておりますことから、今回議案として上程させていただいたものでございます。皆さんに開始当初お配りしましたA4横になっておるもので、久喜の推進委員さんの1から7、菖蒲の1から11、栗橋の1から6、鷲宮1から6というお名前が入っているものあるかと思っておりますので、御覧いただければと思います。こちらの方が今回応募、推薦された方で、各地区の割り振られた方となります。合計で30地区でございます。

各地区の状況でございますけれども、久喜地区については7地区に対して7名の方の応募、推薦がございました。平林さん、久喜の1の方なのでございますけれども、1から7のどちらでもよろしいということで応募がありまして、平林さんにつきましては実は前回も推進委員さんをやっておりまして、同じ1をやっていただいたので、今回も1ということをお願いしていただいております。

次に、菖蒲の地区でございます。菖蒲全11地区について11名の応募、推薦がございました。各地区1名の応募状況でございます。

次に、栗橋地区でございます。栗橋地区についても全6地区に対して6名の方が応募されており、各地区1名ずつの応募状況でございます。

最後でございます。鷲宮地区についても、全6地区に対して6名の方の応募、推薦があり、各地区1名ずつの応募、推薦状況となっております。

各地区の応募状況につきまして以上でございますが、資料のとおりとさせていただきますと、全30地区決まることとなります。この内容で問題ないか、ご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、先ほど事務局から報告のあった方を、久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱したいと思いますが、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらの報告につきましては、農地法に係る申請のうち、届出のように許可に対して総会のほうで審議を伴わないものを、委員の皆様へ報告をするものでございます。

それでは、議案書の35ページになります。農地法第4条の届出でございます。今月は1件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の37ページから39ページになります。農地法第5条の届出でございます。今月が7件の農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の41ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の届出の取消しについてでございます。今月取消願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条の届出が提出されましたが、計画変更のため取消願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の43ページになります。農地法の第3条の3の規定による届出でございます。今月が2件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の45ページから47ページまでになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月が13件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

はい。

○14番（野口和幸君） 報告の4号ですけれども、この中で農地法の3条の3の規定による届出についてというのがありますけれども、これは相続後何年以内とかというような規定があるのですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 10か月以内ということです。

○14番（野口和幸君） それ以後はもうだめですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それ以後は受けないということはないです。恐らくいろんな原因があつて、相続決まらなかつたりというのがあつてと思いますのですけれども、それ以降も受け付けるという形にはなっておりますが、一応10か月ということになっております。

○14番（野口和幸君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） すみません、皆様のお手元に今日置かせていただいた資料のうちで、農業経営改善計画の認定に係る意見というもので、A4のもので左上にホチキスで3枚留めてある丸写しと書いてあるものです。そちらのほうは農業振興課のほうから意見照会がありましたので、こちらの認定農業者の認定をするに当たって農業委員会の意見を求められているものでございます。資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。

こちらの方、現在の作付面積が501.5アール、目標とする営農類型が水稲と果樹の複合経営でございまして、作付面積を541.5アールまで拡大する計画であり、農機具を新しいものに買い換えるなど、生産の合理化を図ることを目標としております。年齢が66歳でございます。申請者がおよそ15年前に認定農業者で過去にはあったようであり、梨の圃場を今回拡大するために補助金を利用したいことから、今回の申請に至ったとのことでございます。今後も地域の中心として活動されていくことから、認定について支障ないものと考えております。

説明については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、菖蒲町三箇在住の農業者の方から提出されました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって、支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定した事項はありませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 農政に関して私分かりませんので、お尋ねしたいと思います。備考欄で34条の11号区域とか農業振興区域外とか、私にとってこれがどういう状況なのか分からないのです。備考欄にずっと載っているの、一体これはどういうことなのだという、これを知りたくて質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） では、事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） 事務局、黒須です。お世話さまです。

備考欄に載せさせていただいている内容は、あくまでも農地法の許可に当たっての補助的な状況を記載しています。34条の11号区域というのは都市計画法で区域指定された久喜市の中で市街化区域と市街化調整区域がありまして、市街化調整区域の中で、ある一定の要件を満たしていると34条11号区域のほうは張られるのですが、そのある一定の要件というのは一定の集落があったりですか、その集落の中に大きな道の幅員があったりですか、道路側溝がちゃんと入っているようなところであれば、その11号区域を指定されています。11号区域を指定することによって、

そこにはおうちを建てる際に属人性がなく、誰でも建てられるようになりますし、あとはアパートも建てられます。そういった特殊的な、市街化調整区域というのが基本的に開発を抑制するような区域でございますが、この34条11号区域を指定することによって、どこでも開発がしやすいというような区域でございます。

また、この農業振興区域と言われるところは、市街化区域と市街化調整区域というものがありまして、市街化調整区域の中で農業振興地域の整備に関する法律というものがあるのですが、それに基づいて久喜市がここを農地として守っていきますというところを区域指定しています。その中にも農用地区域とかいろいろ区域があるのですが、その農用地区域、農業振興地域の中の農用地区域に指定されているところは、もしそこにおうちを建てたいとなったときは、まずその農用地区域からそこをくり抜くような形をまず市の農業振興課なのですが、その手続を取ってもらってから農業委員会のほうに農地転用許可申請というような形を取っていただく、二段構えですね。ですから、備考欄に記入させていただいているのは、あくまでも農地転用だけではなくて、農地転用と密接に関わり合ってくるようなものを記載させていただいております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○2番（岸田一男君） はい、ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） それでは、何かほかにありますか。

○6番（柴崎行雄君） 質問でいいですか。というか、聞きたいのですが。

○会長（長谷川 勲君） はい。柴崎委員さん。

○6番（柴崎行雄君） すみません、柴崎と申します。初めて会議に出させていただいて、幾つかお聞きしたいのですが、今日ではないと聞けないなと思って申し訳ありません、前からやっている方はそんな当たり前のことって言われるかもしれないのですが、今日1回目ということで出させていただいて、まずうちのほうは菖蒲という田舎なものですから、近所の人が転用をしたいのですけれどもって私のところへ来るのです。来たときに、自分はどのような対応をしたらいいのか、農業委員会の事務局に行って相談してみてくださいというふうに聞くのか、それともある程度今の発言がされたという、何条何条でこういう市街化区域なのでオーケーですとか調整区域なので、青地でだめですとか、そういうふうに私の方で言っているのか、まずそれが1つあります。

その次は、2つ目として今の会議で今日25日に会議があったのですが、先ほどから現地を見ていただいた方が7月21日に見たとか23日に見たとか、物すごく直前なのです。ですから来月8月は私が担当になるのですが、8月25日で、今度いつ私たちは現地調査に行くだろうと、どういうことをして、それが終わったらどういうふうな農業委員会のほうに報告をするのだろうと、不安でいます。例えば今年のこの第1班の方は物すごくたくさん見られていますよね。これだけのものを見て、こちらのいただいたプリントには、その申請者と面談を、申請者等への聞き取りというものも書いてあるのです。ですから、そういうことを本当に一つ一つやっていくのか、そうしたら6人で分かれていますので、この6人の方がどの程度の数ぐらい回るのか、または1班の方は今3人いらっしゃいますけれども、3班の方は経験した人が1人しかいないのです。ですから、そういう別に経験しても、していなくてもそれはできるのかどうか、ちょっとその辺のことをぜひ教えていただかないと、来年ではない、来月早速あるものですから、このままだと何か不安で、25日にうまく発言ができるかというのもちょっと不安でいます。今日初めて出させていただきましたので、本当に勉強になりました。ただ、これから長い間やっていくものですから、少しでもその辺のところを知りながらやっていきたいなと思ったものですから、すみません、長くなりました。よろしくお願いします。

○会長（長谷川 勲君） 分かりました。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 先ほどちょっと質問があったので、何か相談があったときとかなのですけれども、もしそれについては基本的には事務局のほうで対応させていただきたいと思います。なぜかという、いろいろ農転に関わるものは細かく言ってしまうと都市計画法であるとか、それこそ農業振興地域に関わる青地だ白地だとか除外になるとかあるので、そこではやはり一度事務局の方で農地転用のものについては農業委員会で取り扱っているから、一度そっちに相談してくださいというふうに言っていたほうが一番いいのかなと思います。

○6番（柴崎行雄君） ありがとうございます。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 毎月の調査班のものについてなのですけれども、やはりちょっと日程が、うちのほうの毎月のスケジュールというのがいろいろ補整とか申請、申請が農地転用については毎月1日が締切りになって、そこからうちのほうで審査をして、いろいろ業者に直していただきと投げかけます。それが完成して総会に上げられるようになるまで、やはり幾つか日程がかかるのです。そうすると、やはり大体皆様のお手元に来るまで19、20日、毎月のところ、そこになってしまうので、それについてはタイトになってしまうのは本当に申し訳ないのですけれども、そこから現地調査のほうをお願いするような感じになります。

件数については、基本的にはそれってばらつきがあって、毎月月の中でもばらつきがあるし、あとは地区ごと、久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区についてもばらつきがあるということがあるのです。ただ、今回鷲宮地区すごく多くて、本当に坂巻さんに現地調査の資料を渡すのに恐縮してしまったのですけれども、今までで我々も多い、見たことないというぐらいのものでした。鷲宮の地区が先ほどちょっと黒須のほうもあったのですけれども、11号区域が変わってしまうとか、いろいろそういうのもあって、駆け込みであって鷲宮地区だけ多くなってしまう傾向があって、あとは菖蒲地区だったらそんなに多くはない、菖蒲とか栗橋ではあまりそれほど多くないので、ただやはりその中でも多かったり少なかったりというのは月ごとにちょっと変わってきてしまうところがあるので、そこら辺の件数とかについてはご理解いただければなと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○6番（柴崎行雄君） 現地に行くのは21、2、3、4ぐらいということですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） そうです。あとは、今回調査班でいろいろ新旧で組ませていただきましたので、その中でも今回例えば3班だと大澤さんと坂巻さんが菖蒲ですが、新しい方になってしまいますけれども、いろいろ以前に経験された方、例えば渡邊さんであるとかかなり長くやられていらっしゃいますので、菖蒲であと岡田委員さんもいらっしゃいますので、聞いていただくとか、または我々事務局のほうにもご相談いただければ、その辺は速やかに、スムーズにいくようにお手伝いをしたいと思いますので、それはまたそのときになったときにご相談いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○6番（柴崎行雄君） すみません、聞き取りはしなくていいのですか、するのですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 今までの方はしていないですね、恐らく。

〔「若干あるよ」と言う人あり〕

○副主幹兼係長（村田直洋君） そうですね。あくまでも客観的に見た状況とか、それを報告していただくような感じになっています。

○6番（柴崎行雄君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○6番（柴崎行雄君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ほかによろしいですか。

小沼委員さん。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼と申します。今、柴崎委員さんから我々ちょっと新規で、本当に皆さんの言っていることが、まだ全然理解できないのですけれども、皆さん同じような報告されているのですけれども、その原案というものはあるのですか。これは必ずチェックするとか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） この前、7月5日のときに一応ひな形というか、配らせていただいているのですけれども、もしなかったらデータとかもあるので、そこら辺はお話いただければと思います。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○10番（小沼健司君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） ないようですから、それではこれで打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 4時05分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年7月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 池 田 庄 司

署 名 委 員 岡 田 武